法規的告示

○農林水産省告示第七百四十九号

漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第六条第一項第三号（同令第三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年農林水産省告示第五百八十三号（漁船損害等補償法施行規則第六条第一項第三号の規定に基づく農林水産大臣の指定する有価証券）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「規則」という。）第六条第一項第三号（同令第三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣の指定する有価証券を次のとおり指定する。	漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第六条第一項第三号（同令第三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣の指定する有価証券を次のとおり指定する。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　外国政府の発行する債券（規則第十九条の四に規定する特別準備金を運用する場合に限る。次号において同じ。）	（新設）
六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券であって、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を投資信託約款に定めたもの	（新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第七百五十号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第八百七十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和八年七月一日から令和八年十二月二十七日までとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和七年七月一日から令和七年十二月二十七日までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第四十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月二日

法務大臣　平口　洋

さいたま地方法務局所属　　高橋　和人

○国土交通省告示第六百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市興善寺町の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第七百五十二号で指定した大谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°31′40.3770″	130°39′56.0591″
2	32°31′40.9241″	130°39′59.2346″
3	32°31′38.0750″	130°40′02.7927″
4	32°31′36.5271″	130°40′02.7244″
5	32°31′33.8650″	130°40′06.3383″
6	32°31′33.8832″	130°40′07.5270″
7	32°31′32.5395″	130°40′09.9741″
8	32°31′31.9757″	130°40′09.8386″
9	32°31′31.8283″	130°40′09.2579″
10	32°31′32.6669″	130°40′04.9505″
11	32°31′35.9239″	130°39′59.2761″
12	32°31′37.0204″	130°39′59.4995″
13	32°31′38.1653″	130°39′56.1159″
14	32°31′39.0471″	130°39′54.7968″

○国土交通省告示第六百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡谷川第三

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市岡町中の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°31′57.4234″	130°40′14.0853″
2	32°31′56.6241″	130°40′15.8504″
3	32°31′57.4429″	130°40′19.4623″
4	32°31′50.3306″	130°40′20.8205″
5	32°31′50.0323″	130°40′20.3856″
6	32°31′53.7045″	130°40′16.6636″
7	32°31′55.0651″	130°40′12.1153″
8	32°31′55.8226″	130°40′12.7859″